

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例（平成１４年１２月町田市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「（利用登録等）」に改め、同条中「保護者は、」の次に「あらかじめ」を加え、同条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定により利用登録の承認を受けた保護者（以下「登録保護者」という。）は、特別保育を利用しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

第７条の見出し中「徴収」を「納入」に改め、同条中「市長は、市立保育園において特別保育を利用した保護者から」を「前条第２項の規定により利用の承認を受けた登録保護者（以下「利用保護者」という。）は」に、「徴収する」を「当該特別保育を利用する日に納入しなければならない」に改め、同条ただし書を削る。

第８条第２項中「前項の」を「前３項に規定する」に改め、「ところによる」を削り、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、第６条第２項の規定により利用の承認を受けた特別保育（延長保育を除く。）の利用時間を超過した場合における当該超過した時間に係る特別保育料の額は、当該超過した利用時間に相当する特別保育料の額（特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を除く。）に１００分の１２０を乗じて得た額とする。
- ３ 前２項の規定にかかわらず、利用保護者が規則で定める実施時間を超過して特別保育を利用したときは、当該実施時間を超過した時間について、１時間につき１，２００円を、特別保育料として納入しなければならない。この場合において、当該実施時間を超過した時間に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間とする。

第９条を次のように改める。

第９条 削除

第 13 条を次のように改める。

（利用登録承認の取消し）

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録の承認を取り消すことができる。

（ 1 ）児童又は登録保護者が第 3 条から第 5 条の 2 までに規定する実施要件に該当しなくなったとき。

（ 2 ）登録保護者が第 11 条第 2 項の規定による期限を経過してもなお特別保育料を完納しないとき。

（ 3 ）登録保護者が偽りその他不正の手段により利用登録の承認を受けたとき。

（ 4 ）前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 14 条を第 15 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（利用登録の辞退）

第 14 条 登録保護者は、特別保育を利用しなくなったときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

種別	区分		利用単位	金額
延長 保育	保育相当分	午後 6 時から午後 6 時 30 分まで	30 分	150 円
		午後 6 時 30 分から午後 7 時まで	30 分	150 円
		午後 7 時から午後 7 時 30 分まで	30 分	150 円
		午後 7 時 30 分から午後 8 時まで	30 分	150 円
		午後 8 時から午後 8 時 30 分まで	30 分	200 円
		午後 8 時 30 分から午後 9 時まで	30 分	200 円
		午後 9 時から午後 9 時 30 分まで	30 分	240 円
		午後 9 時 30 分から午後 10 時まで	30 分	240 円

	食費相当分	給食（夜）	1 回	2 0 0 円
一時 保育	保育相当分	午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分	2 5 0 円
		午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	3 0 分	2 0 0 円
		午後 5 時から午後 7 時まで	3 0 分	2 5 0 円
	食費相当分	給食（昼）	1 回	2 0 0 円
		ミルク及び離乳食	1 回	2 0 0 円
		おやつ	1 回	1 0 0 円
		補食	1 回	5 0 円
休日 保育	保育相当分	午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分	3 0 0 円
		午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	3 0 分	2 5 0 円
		午後 5 時から午後 8 時まで	3 0 分	3 0 0 円
	食費相当分	給食（昼）	1 回	2 0 0 円
		おやつ	1 回	1 0 0 円
		補食	1 回	5 0 円
年末 保育	保育相当分	午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分	3 0 0 円
		午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	3 0 分	2 5 0 円
		午後 5 時から午後 7 時まで	3 0 分	3 0 0 円

備考

- 1 延長保育の保育相当分に係る特別保育料は、区分ごとに算出するものとする。
この場合において、一の区分について、1 月当たりの利用時間の合計が 6 時間を超えるときは、当該区分の利用時間は、6 時間とする。
- 2 一時保育、休日保育及び年末保育の保育相当分に係る特別保育料は、区分ごとに算出するものとする。この場合において、当該区分に係る利用時間に 3 0 分に満たない端数があるときは、これを 3 0 分とする。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<u>(利用登録等)</u> 第 6 条 特別保育を利用しようとする保護者は、<u>あらかじめ町田市規則(以下「規則」という。)</u>で定めるところにより市長に利用登録を申し込み、その承認を受けなければならない。 2 <u>前項の規定により利用登録の承認を受けた保護者(以下「登録保護者」という。)</u>は、<u>特別保育を利用しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。</u> <u>(特別保育料の納入)</u> 第 7 条 <u>前条第 2 項の規定により利用の承認を受けた登録保護者(以下「利用保護者」という。)</u>は、特別保育に係る費用(特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を含む。以下「特別保育料」という。)<u>を当該特別保育を利用する日に納入しなければならない。</u> <u>(特別保育料)</u> 第 8 条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、第 6 条第 2 項の規定により利用の承認を受けた特別保育(延長保育を除く。)</u>の利用時間を超過した場合における<u>当該超過した時間に係る特別保育料の額は、当該超過した利用時間に相当する特別保育料の額(特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を除く。)</u>に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、利用保護者が規則で定める実施時間を超過して特別保育を利用したときは、当該実施時間を超過した時間について、1 時間につき 1,200 円を、特別保育料として納入しなければならない。この場合において、当該実施時間を超過した時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間とする。</u>	<u>(利用登録)</u> 第 6 条 特別保育を利用しようとする保護者は、町田市規則(以下「規則」という。)<u>で定めるところにより市長に利用登録を申し込み、その承認を受けなければならない。</u> <u>(特別保育料の徴収)</u> 第 7 条 <u>市長は、市立保育園において特別保育を利用した保護者から、特別保育に係る費用(特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を含む。以下「特別保育料」という。)</u>を徴収する。<u>ただし、特別保育のうち年末保育に係る特別保育料は、前条の利用登録をするときに徴収する。</u> <u>(特別保育料)</u> 第 8 条 略

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
4 <u>前 3 項に規定する特別保育料の徴収方法は、規則で定める。</u> <u>第 9 条 削除</u> (利用登録承認の取消し) 第 13 条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録の承認を取り消すことができる。</u> (1) <u>児童又は登録保護者が第 3 条から第 5 条の 2 までに規定する実施要件に該当しなくなったとき。</u> (2) <u>登録保護者が第 11 条第 2 項の規定による期限を経過してもなお特別保育料を完納しないとき。</u> (3) <u>登録保護者が偽りその他不正の手段により利用登録の承認を受けたとき。</u> (4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> (利用登録の辞退) 第 14 条 <u>登録保護者は、特別保育を利用しなくなったときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。</u> (委任) 第 15 条 略	2 <u>前項の特別保育料の徴収方法は、規則で定めるところによる。</u> (特別保育料の納期限) 第 9 条 <u>特別保育を利用した保護者は、前条第 1 項の特別保育料を指定された期限までに納付しなければならない。</u> (利用登録承認の取消し) 第 13 条 <u>第 11 条第 1 項の規定により指定された期限が経過した後において、保護者が特別保育料を完納しないときは、市長は第 6 条に規定する利用登録の承認を取り消すことができる。</u> (委任) 第 14 条 略

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表(第8条関係)

種別	区分		利用単位	金額
延長保育	保育相当分	午後6時から午後6時30分まで	30分	150円
		午後6時30分から午後7時まで	30分	150円
		午後7時から午後7時30分まで	30分	150円
		午後7時30分から午後8時まで	30分	150円
		午後8時から午後8時30分まで	30分	200円
		午後8時30分から午後9時まで	30分	200円
		午後9時から午後9時30分まで	30分	240円
		午後9時30分から午後10時まで	30分	240円
	食費相当分	給食(夜)	1回	200円
一時保育	保育相当分	午前7時から午前8時30分まで	30分	250円
		午前8時30分から午後5時まで	30分	200円
		午後5時から午後7時まで	30分	250円
	食費相当分	給食(昼)	1回	200円
		ミルク及び離乳食	1回	200円
		おやつ	1回	100円
		補食	1回	50円
休日保育	保育相当分	午前7時から午前8時30分まで	30分	300円
		午前8時30分から午後5時まで	30分	250円
		午後5時から午後8時まで	30分	300円
	食費相当分	給食(昼)	1回	200円
		おやつ	1回	100円
		補食	1回	50円
年末保育	保育相当分	午前7時から午前8時30分まで	30分	300円
		午前8時30分から午後5時まで	30分	250円
		午後5時から午後7時まで	30分	300円

備考

- 1 延長保育の保育相当分に係る特別保育料は、区分ごとに算出するものとする。この場合において、一の区分について、1月当たりの利用時間の合計が6時間を超えるときは、当該区分の利用時間は、6時間とする。
- 2 一時保育、休日保育及び年末保育の保育相当分に係る特別保育料は、区分ごとに算出するものとする。この場合において、当該区分に係る利用時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分とする。

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表(改正前)

__部分は改正部分

別表(第8条関係)

種別	区分	特別保育料	
延長保育	午後6時から午後7時まで	月額 3,000円	日額 600円
	午後6時から午後7時20分まで	月額 4,000円	日額 800円
	午後6時から午後7時40分まで	月額 5,000円	日額 1,000円
	午後6時から午後8時まで	月額 6,000円	日額 1,200円
	午後6時から午後8時20分まで	月額 7,300円	日額 1,460円
	午後6時から午後8時40分まで	月額 8,600円	日額 1,720円
	午後6時から午後9時まで	月額 9,900円	日額 1,980円
	午後6時から午後9時20分まで	月額 11,500円	日額 2,300円
	午後6時から午後9時40分まで	月額 13,100円	日額 2,620円
	午後6時から午後10時まで	月額 14,700円	日額 2,940円
	食費相当分	給食(夜)	1回 200円
一時保育	午前7時から午前8時30分まで	1時間	600円
	午前8時30分から午後5時まで	4時間以内の利用	日額 1,500円
		4時間を超えた利用	日額 3,000円
	午後5時から午後7時まで	1時間	600円
	食費相当分	給食(昼)	1回 200円
		ミルク及び離乳食	1回 200円
		おやつ	1回 100円
		補食	1回 50円
休日保育	午前7時から午前8時30分まで	1時間	600円
	午前8時30分から午後5時まで	4時間以内の利用	日額 1,600円
		4時間を超えた利用	日額 3,200円
	午後5時から午後8時まで	1時間	600円
	食費相当分	給食(昼)	1回 200円
		おやつ	1回 100円
		補食	1回 50円
年末保育	午前7時から午前8時30分まで	1時間	600円
	午前8時30分から午後5時まで	4時間以内の利用	日額 1,600円
		4時間を超えた利用	日額 3,200円
	午後5時から午後7時まで	1時間	600円

備考

- 1 延長保育の日額は、月4日までの利用に適用する。
- 2 延長保育で登録された時間帯を超過した場合は、超過した時間に当たる時間帯の日額から登録された時間帯の日額を差し引いて得た額を超過料金とする。
- 3 一時保育、休日保育及び年末保育の利用に関し、利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 4 特別保育料の月額は、利用した時間帯に係る額及び当該月内に食事した回数の食費相当分の額の合計額とする。